

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【公開番号】特開2016-33309(P2016-33309A)

【公開日】平成28年3月10日(2016.3.10)

【年通号数】公開・登録公報2016-015

【出願番号】特願2014-156597(P2014-156597)

【国際特許分類】

E 03 C 1/05 (2006.01)

【F I】

E 03 C 1/05

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月24日(2017.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

装置本体と、

前記装置本体に設けられ、水が流れる流路と、

前記流路に設けられた発電部と、

前記流路と異なる前記装置本体の位置に設けられた電池と、

前記発電部に接続された蓄電部と、

前記蓄電部に蓄えられた電力又は前記電池の電力で駆動し、動作周期が基準周期又は前記基準周期よりも短い短周期に設定される人体検知センサと、

前記人体検知センサの検知結果に基づいて、前記流路を開閉する開閉手段と、

前記検知結果を、検知した時間と対応付けた使用履歴として記録する記録手段と、

前記使用履歴より、現在の時間枠を含む予め定められた数の時間枠における前記装置本体の使用頻度を予測し、各時間枠毎に予測した前記使用頻度に応じて順位を設定する予測手段と、

前記蓄電部の電圧及び前記電池の電圧の差に基づいて、前記動作周期を前記短周期に設定可能な時間枠数を算出する算出手段と、

前記現在の時間枠の順位及び前記時間枠数に基づいて、前記動作周期を前記基準周期又は前記短周期に設定する設定手段と、を備えた自動水栓装置。

【請求項2】

前記設定手段は、前記現在の時間枠において、前記蓄電部の電圧と前記電池の電圧の差が予め定められた電圧差以下となる場合には、前記動作周期を前記基準周期に設定し、

前記蓄電部の電圧と前記電池の電圧の差が予め定められた電圧差より高くなる場合には、前記現在の時間枠の前記順位および前記時間枠数に基づいて、前記動作周期を前記基準周期又は前記短周期に設定する請求項1に記載の自動水栓装置。

【請求項3】

前期予測手段は、前記検知結果が多くなると予測される時間枠から前記順位を高く設定し、

前期設定手段は、前記現在の時間枠の前記順位が、前記順位の最も高い時間枠から前記時間枠数以内であれば、前記動作周期を前記短周期に設定し、それ以外の場合には、前記動作周期を前記基準周期に設定する請求項1又は請求項2に記載の自動水栓装置。

【請求項 4】

前記予測手段は、前記現在の時間枠および前記現在の時間枠の前後の時間枠に対して前記検知結果を予測する請求項1乃至請求項3の何れか1項に記載の自動水栓装置。

【請求項 5】

前記短周期は、前記基準周期よりも短い複数の異なる前記動作周期を含み、

前記設定手段は、前記現在の時間枠の前記順位及び前記時間枠数に基づいて、前記動作周期を前記基準周期又は複数の前記短周期から選択して設定する請求項1乃至請求項4の何れか1項に記載の自動水栓装置。

【請求項 6】

装置本体と、

前記装置本体に設けられ、水が流れる流路と、

前記流路に設けられた発電部と、

前記流路と異なる前記装置本体の位置に設けられた電池と、

前記発電部に接続された蓄電部と、

前記蓄電部に蓄えられた電力又は前記電池の電力で駆動し、動作周期が基準周期又は前記基準周期よりも短い短周期に設定される人体検知センサと、

前記人体検知センサの検知結果に基づいて、前記流路を開閉する開閉手段と、

前記検知結果を、検知した時間と対応付けた使用履歴として記録する記録手段、を備えた水栓装置に、

前記使用履歴より、現在の時間枠を含む予め定められた数の時間枠における前記装置本体の使用頻度を予測し、各時間枠毎に予測した前記使用頻度に応じて順位を設定する予測手段、

前記蓄電部の電圧及び前記電池の電圧の差に基づいて、前記動作周期を前記短周期に設定可能な時間枠数を算出する算出手段、及び、

前記現在の時間枠の順位及び前記時間枠数に基づいて、前記動作周期を前記基準周期又は前記短周期に設定する設定手段、を実行させるためのプログラム。